

医療法人 透現  
居宅介護支援事業所 白い石

運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人透現が開設する居宅介護支援事業所 白い石（以下「事業所」という。）が行う居宅介護の支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員実務研修の修了者（以下「介護支援専門員等」という。）が、介護保険法の理念に基づき高齢者が自立した生活を送れるよう、又老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は被保険者が要介護状態等となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行われること。

- ① 事業所は被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行われているかを確認しその支援も行う。
- ② 事業所は被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保険医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画が提供されるよう配慮し務める。
- ③ 事業所は介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対し、正しい調査を行い、またその知識を有するよう研鑽を行う。
- ④ 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスの種類、特定の事業者等に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。
- ⑤ 事業の運営に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との綿密な連携を努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 名称  | 居宅介護支援事業所 白い石             |
| 所在地 | 白石町福吉 1808（介護老人保健施設 白い石内） |

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 主任介護支援専門員実務研修修了者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅支援サービスの提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員実務研修修了者 1名以上  
管理者とともに第2条の業務にあたる。なお、介護支援専門員の員数は利用者44名又はその端数を増す毎に1名を標準とする。
- ③ 事務職員 1名（兼務）  
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、非営業日であっても電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、非営業時間であっても電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援事業の提供方法）

第6条 居宅介護支援事業の提供方法については、次のとおりとする。

- ① 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し初回訪問時又は、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- ② 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。
- ③ 被保険者の介護認定の確認及び申請代行さらに市町村の委託の要介護認定調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。又、要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は、被保険者と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確認する。
- ④ 使用する課題分析の方式は、アセスメント23項目を網羅した独自の書式を使用する。
- ⑤ 介護認定における事業所の委託調査については、調査の留意事項に精通し、市町村民に公平、中立で正確な調査が行われる事業であること。
- ⑥ 事業所は市町村内の被保険者から介護を要するものの発見に努め、要介護認定の申請が行われているかを確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する
- ⑦ 要介護認定者等の更新申請手続きは、現在の要介護等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援をする。
- ⑧ 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保険サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
- ⑨ 事業所は正当な理由がなく事業の提供を拒否してはならない。
  - ・当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合
  - ・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
  - ・利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っている事が明らかな場合など

（居宅介護支援事業の内容）

第7条 事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- ① 居宅サービス計画の作成
  - ・居宅サービス計画の作成担当事業所に属する介護支援専門員が作成業務にあたることとする。
- ② 利用者への情報提供
  - ・作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにする。
- ③ 利用者の実態把握
  - ・介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。
- ④ 居宅サービス計画の原案作成
  - ・介護支援専門員は、利用者、家族の指定された場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点をもちこんだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- ⑤ 担当国会議
  - ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービスの担当者から、会議の招集、照合等により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。
- ⑥ 利用者の同意
  - ・介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。
- ⑦ サービスの実施状況の継続的な把握、評価
  - ・介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い利用者の課題把握を必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。
- ⑧ 介護保険施設の紹介等
  - ・介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
  - ・介護支援専門員は、介護保険施設から退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 利用料、その他の費用の額は次のとおりとする。

- ・事業所は申請支援、居宅サービス計画作成費について、利用者及びその家族には原則的に費用負担を求めない。
- ・実施地区以外からの利用者の要請があったときは、交通費については負担なしとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の事業の実施地域については、白石町、江北町、大町町地域とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第10条 事業所は、毎月関係市町村に対し、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(秘密保持)

第11条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなく業務上の知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。またその必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針を整備する。
- ・介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ・虐待防止の措置を講じるための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 その他運営に関して次の事項に留意する。

- ・介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要又は、当該事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- ・事業所には設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から2ヵ年間保存しなければならない。

(付則)

- ・ここでいう、(指定)居宅介護支援は(指定)介護予防支援と読み替える事が出来る。又この場合、事業所とあるのは、(指定)介護予防支援事業所のことをいう。
- ・「介護予防支援事業」の場合、運営規定内の「要介護」を「要支援」に、「居宅介護支援」を「介護予防支援」と読み替えるものとする。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。